公民戦略連携デスクの取組について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：財務部行政経営課

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　公民戦略連携デスクの概要   1. 設置の背景と目的   　少子高齢化、人口減少などを背景として、今や行政だけでさまざまな社会課題を解決できる時代ではなく、企業・大学との幅広い連携やネットワークによって社会を支えていくことが不可欠となっている。この認識の下、府は平成27年４月に都道府県としては初となる公民連携の専任部署として「公民戦略連携デスク」（以下「デスク」という。）を財務部行政経営課（旧 行政改革課）内に設置した。企業・大学と対話をしながら、府民と企業・大学双方にとってメリットのあるwin-winの関係となる連携を、スピーディに進めている。   1. デスクの機能   企業・大学のワンストップ窓口として、相談・提案を聞き、適切に府庁内の各担当セクションにつなぐ機能（コンシェルジュ機能）と、府内（担当部局等）から公民連携の提案を受け、企業・大学と調整する機能（コーディネート機能）を兼ね備えている。  （参考）  デスクでは、「公民連携」を下表のように大別し、そのうち「民間との新たなパートナーシップ」を自らの活動範囲としている。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 公有資産の活用による事業創出 | 民間による公共サービスの提供 | 民間との新たなパートナーシップ | | ・広告事業  ・ネーミングライツ　など | ・指定管理者制度  ・ＰＦＩ  ・アウトソーシング　　など | ・行政と企業等の対話を通じたマッチング（※）による施策効果の拡張、新たな施策展開　　など |   （※）企業等と庁内各部局を提案内容等に応じて、事業化に向けた対話の場をつくること  （※２）  ２　主な公民連携の手法   1. 包括連携協定（デスクで締結）   ・府政の幅広い分野における連携を、中長期的に継続して実施することを明文化し、府が企業等と連携・協働した活動・研究をより一層深化させることを目的に締結するもの   1. 事業連携協定（各部局で締結）   ・「府民の健康づくり」「中小企業振興」「高齢者の見守り」「防災」など、個別政策分野での連携を目的に締結するもの   1. 協定によらない個別連携の実施   　　・各担当課が、広く事業者を対象に進めている「登録制度」に登録する場合など  （こども110番運動への登録、支援学校の生徒の職場実習の受入れなど）  ３　公民連携のフロー    ※公民連携は、デスクのマッチングによらずに各担当課が直接に企業等と連携する場合がある。  ４　包括連携協定締結に当たっての手続   1. 「公民連携ガイドライン」（平成30年３月策定、令和４年４月改訂。以下「ガイドライン」という。）記載事項   ・明文化された包括連携協定の主な締結基準（別途、内規等は作成していない。）  ①幅広い連携があり（概ね、「防災・防犯」「福祉」「環境」など5以上の分野において、具体的な連携による取組みが合計10項目以上あること）、かつ、その企業等の強みを生かした取組みを実施すること  ②締結企業が、法令違反等により行政処分を受けている場合、人権尊重の社会づくり条例等に定める基本理念や目的に反する場合は包括連携協定を締結しない。  ③企業等の代表者等の不正行為等が、大きく社会の関心を集める事象となっている場合は、個別に締結の妥当性を判断する。  ④上記①から③のいずれにも該当しない場合で、府民の理解を得ることが明らかに難しい場合は、個別に締結の妥当性を判断する。   1. 誓約書の徴取   　　・協定締結に際しては、法令違反等により行政処分を受けていないこと等について、誓約書を徴取している。しかし、誓約事項には、上述の明文化されている基準にはないもの（暴力団等ではないこと、府税の滞納がないこと）も含まれている。   1. 知的財産権等の取扱い   　　・連携事業により知的財産権等の対象となるべき発明又は考案をした場合の取扱い（手続・帰属等）について、ルール化されていない。（ガイドラインにおける記載なし）   1. 他自治体の事例   　　・神戸市では、「民間事業者等との事業連携協定等に関する実施要綱」において、連携事業がギャンブルに係るものや特定の政党・宗教を支持するものに該当しないこと（第３条）等の選定の基準を定めるとともに、市及び事業者等が事業連携協定等の連携事業において、知的財産権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、双方に通知しなければならない（第６条）等の条項を定めている。  ５　事業効果の検証状況   1. マッチングにより成立した具体的な連携事業実施件数及び包括連携協定締結数の実績  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | | 連携事業実施件数 | 38 | 220 | 260 | 328 | 396 | 413 | 431 | | 包括連携協定締結数 | ３ | 10 | 11 | 10 | ９ | ５ | ５ |   ・「連携事業実施件数」は、デスクがコーディネートしマッチングにより成立した連携事業（包括連携協定  による連携、事業連携協定による連携、協定によらない個別連携の実施）の件数  ・「包括連携協定締結数」は、各年度に締結した件数  ・上表のうち、令和３年度にデスクがコーディネートした連携事業の実施件数（431件）を分野別に集計した  ものは下表のとおりである。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 分野 | 件数 | 連携事業実施の事例 | | 子ども・福祉 | 148 | ・ＳＤＧｓの理解の促進に向けた出前授業等の実施  ・企業の専門性を活かした府立学校等でのキャリア教育支援 | | 健康・働き方改革 | 102 | ・10歳若返り事業への動画提供による啓発協力  ・ワクチン接種会場の来場者に対する熱中症対策の啓発協力 | | 安全安心 | 17 | ・「高齢者の見守りポスター」の掲示協力  ・子どものゲーム等への行き過ぎた課金を防ぐためのプリペイドカード購入時の注意喚起への協力 | | 雇用・中小企業振興 | 23 | ・中小企業向けテレワーク導入セミナーへの講師派遣  ・支援学校などに通う生徒等の就労支援研修の実施 | | 環境 | 27 | ・店舗での海洋プラスチックごみに関するスペシャルプログラムの実施  ・おおさか気候変動適応・普及強化事業関係団体等向け普及啓発セミナーへの講師派遣 | | 地域活性化 | 25 | ・大阪産（もん）を使用した商品の企画・販売  ・マルシェ等出店機会の提供による大阪産（もん）の販売促進 | | 市町村 | 25 | ・吹田市　男性育休取得促進セミナーへの講師派遣（府共催） | | その他 | 64 | ・企業の持つデジタルサイネージでの府政のＰＲ  ・企業の持つ広報誌への記事掲載による府政のＰＲ  特定分野に限らず府政の幅広い分野の施策のＰＲに継続的にご協力をいただいており、特定分野の取組みに分類できないもの等 | | 合計 | 431 |  |  1. 効果検証の状況   ・令和３年度の包括連携協定締結５件、連携事業実施件数431件について、仮に府が直接実施した場合に必要となる金額（本来有償であるものを無償で行った場合。例：広告メディアに無償で大阪府の広報等を載せてもらう等）は、１億9,000万円と試算されている。（デスクがコーディネートしたもの）  ・また、効果額として試算できない取組についても、分野ごとに列記し、写真を掲載する等して、公表されている。   1. 過去に包括連携協定を締結した企業・大学等との連携   ・過去に包括連携協定を締結した企業・大学については、原則、いずれかから申し出がない場合１年ごとに協定が自動更新されることとなっている。  ・翌年度以降の連携については、庁内担当者会議等（公民連携庁内連絡調整会議）や企業等との意見交換の場において協議・情報共有を行っている。  ・企業や庁内部局に対し、連携がどの分野でどの程度継続しているか等の包括的な調査は実施していない。 | １　ガイドラインにおいて、包括連携協定の要件として「幅広い連携」や「企業の強みを生かした取組」を実施することとしているが、府政におけるいくつかの分野を挙げるにとどまり、それ以上の詳細な記述が無く、企業等との締結に向けた判断に必要な基準が十分に整備されているとは言い難い。  ２　ガイドラインにおいて、締結に係る留意事項の記載はあるが、「府民の理解を得ることが明らかに難しい場合は個別に締結の妥当性を判断する」等の規定にとどまり、相手方企業等の選定に必要な基準が十分に整備されているとは言い難い。  　　また、連携事業により知的財産権等の対象となるべき発明又は考案があった場合の取扱い（手続・帰属等）については規定等が整備されていない。  ３　令和３年度の連携事業等について、分野別集計を行っているが、締結済みの協定の実施状況等については、庁内連絡会議等での情報共有にとどまっており、企業等との連携がどの分野でどの程度継続、実施されているか、また、企業側にとって協定をどのように活用しているか等の把握が十分とは言えない。 | １　締結要件について、対象分野を具体的に明示するとともに企業の強みを活かした取組を例示するなど、企業側の締結意欲を促す記載内容となるよう工夫されたい。  また、全国の公民連携の先駆けとして、多くの分野で連携事業を成立させてきた実績を踏まえ、府政の重要課題への貢献という観点から、一層の連携が求められる分野について、企業等に重点的に働きかける等、戦略的な取組をさらに検討されたい。  ２　協定締結の公正性、透明性をより高めるため、包括連携協定の締結に際し必要となる基準を整備されたい。  　　また、知的財産権の保護等についても規定等の整備を検討されたい。  ３　過去に締結した協定について、連携事業の実施状況や企業側の効果を把握し、進捗が十分でない協定がある場合には、その要因の分析を行った上で、事業の適切な実施に向けた働きかけや協定の見直しについて検討されたい。 |
| 措置の内容 | | |
| １（１）企業側の締結意欲を促す記載内容となる包括連携協定要件の工夫について  　　　　公民連携を進めるに当たって大阪府の考え方や立場、ルールを定める「大阪府公民連携ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を改正。（令和５年４月）  　　　　・府と企業等が連携する分野を明示（新設）。   |  | | --- | | 大阪府公民連携ガイドライン（令和5年4月）　<抜粋>  　５．具体的な連携の進め方  　　(2)連携の分野  　　　 ・府と企業等が連携する分野は、概ね以下の通りとします。  　　　　　分野 　　　　　　取組み例  　　　　　子ども 　　イベントへの子どもたちの招待等を通じた、体験機会の創出  　　　　　教育 　　　　　　放課後こども教室へのプログラムの提供、キャリア教育への協力  　　　　　福祉 　　　　　　高齢者の見守りに関する協力  　　　　　健康 　　　　　　府民の健康づくりに関する啓発、V.O.Sの普及・啓発  　　　　　環境 　　　　　　カーボンニュートラル実現に向けた取組み、環境保全活動への支援  　　　　　産業 　　　　　　スマートシティ実現に向けた取組み、中小企業振興・スタートアップ支援  　　　　　雇用 　　　　　　障がい者の雇用・活躍促進、高齢者多様な人材の活躍支援  　　　　　安心・安全　　　 災害発生時の支援、特殊詐欺・消費者被害防止への協力  　　　　　まちづくり アドプト・ライト・プログラム、道路・河川等の清掃活動  　　　　　人権・多様性　　 インターネット上の人権侵害解消に向けた協力、性的指向及び性自認の多様性の尊重の取組み  　　　　　地域活性化　　　 大阪産（もん）の普及・促進、国際的行事・国際会議に向けた機運醸成 |   　　　　・相手方企業等の強みを生かした取組の具体例を例示（新設）。   |  | | --- | | 大阪府公民連携ガイドライン（令和5年4月）　<抜粋>  　６．包括連携協定に関する留意事項  　　(1)―③　相手方企業等の強みを生かした取組みを実施すること  　　　 ・「強みを生かした取組み」とは、企業の持つ人的資源、物的資源、ノウハウなどを活用して、大阪府政の課題解決につながる具体的な取組みを  　　　　　実施する取組みとします  　　　　　【強みを生かした取組みの具体例】  　　　　　　・企業等の持つネットワークや広報媒体を活用した情報発信  　　　　　　・事業の企画・共催、会場提供、商品開発など、企業等の持つ資源を活用した事業実施  　　　　　　・企業等の知見やノウハウ等人的資源を活用した府施策への協力  　　　　　　・共同研究や学術的知見に基づく助言  　　　　　　　※具体的な取組みの実施は、相手方企業等と大阪府の協議により決定しますので、例示された取組みの実現を保証するものではありません |   １（２）一層の連携が求められる分野の戦略的な取組のさらなる検討について  　　　　包括連携協定締結企業・大学等が一同に集まり、府から提示したテーマについて意見交換を行い、具体的な取組につなげる「包括連携協定締結企業・大学ミーティング」を  令和５年度から実施。  　　　　・第１回：４月13日、テーマ「Ｇ７大阪・堺貿易大臣会合」の開催に関するご協力について、29社・大学  　　　　・第２回：７月19日、テーマ「2025年大阪・関西万博」の機運醸成・来場意欲向上に向けたご協力について、32社・大学  ２（１）包括連携協定の締結に際し必要となる基準の整備について  　　　ガイドラインを改正し、包括連携協定締結の要件、及び連携する企業等の範囲を新設。   |  | | --- | | 大阪府公民連携ガイドライン（令和5年4月）　<抜粋>  ６．包括連携協定に関する留意事項  　　(１)締結の要件について  　　　・包括連携協定の締結にあたっては、その相手方となる企業等が次の①から③の全てを満たしていることを要件とします。  　　　　①地域貢献企業バンクに登録していること  　　　　②相手方企業等と府との幅広い連携による取組みがあること  　　　・「幅広い連携による取組みがある」とは、５.（２）に掲げる分野のうち、５以上の分野において、具体的な取組みが10項目以上ある場合とします。  　　　　③相手方企業等の強みを生かした取組みを実施すること  ・「強みを生かした取組み」とは、企業の持つ人的資源、物的資源、ノウハウなどを活用して、大阪府政の課題解決につながる具体的な取組みを実施する取組みとします。  (以下、略。具体例は前述のとおり)  　４．公民連携を進める際の基本的な考え方  　（１）連携する企業等の範囲  　　 ・府民、企業等、行政にとっての「三方良し」となる取組みを実施するためには、幅広い府民の理解を得られることが大切です。  　 ・このため、府は、自らの社会的責任や地域の一員としての役割に対する姿勢を明確にしている企業等との連携を優先します  　　 ・また、府は次の事項（以下、「欠格事項」という）に該当する企業等とは連携を行いません  　　　 　（以下、略。法令等に違反する行為のあったもの、公序良俗に反する活動を行うもの等10項目と府が適切でないと判断するものを規定。） |   ２（２）知的財産権の保護等の規定等整備の検討について  　　　ガイドラインを改正し、知的財産権等の取扱いについては、双方協議により詳細を定めることを明記。   |  | | --- | | 大阪府公民連携ガイドライン（令和5年4月）　<抜粋>  　３．公民連携に対する大阪府の姿勢  　　(2)原則  　　　　【知的財産権等の取扱いについて】  　　 ・連携による事業において、知的財産権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、府及び企業等は、双方に通知することとします。  　　　・この場合において、当該知的財産権等の取得のための手続き及び権利の帰属等に関する詳細については、双方協議して定めるものとします。 |   ３　　　事業の適切な実施に向けた働きかけ等について  （１）企業に対する働きかけ  　　　　 [内容]　連携事業の実施状況や企業側の効果を把握し分析を行った上で、令和４年度の連携件数５件未満の企業13社に対し、具体的な取組の実施に向けた働きかけ  　　　　 [結果]　包括連携協定締結企業・大学ミーティングへの参加(７社)  　　　　　　　　 新たな連携の実現(10社)  　　　 　 連携協議中(11社)  （２）より効果的な取組の推進  　　　　・府の連携ニーズを企業に発信（新規）  　　　　　　「おおさか公民連携つうしん！」の配信、HP「公民連携のひろば」の開設、「包括連携協定締結企業・大学ミーティング」の実施。  　　　　・公表資料の充実  　　　　　　企業の取組み意欲につながるよう 、「公民連携の取組み効果」について、包括連携協定締結企業・大学との連携件数に見直し、取組みの効果を記載。    包括連携協定に基づく公民連携の取組は、企業の府政に対する理解と協力により実施されていることから、引き続き、企業等とのパートナーシップのもと、その効果・サービスを府民に提供できるよう取り組んでいく。 | | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和４年８月５日、事務局：令和４年６月６日から同年７月25日まで）